

平成28年8月15日号

区政報告

発行所：品川区議会公明党

住 所：品川区広町 2-1-36 品川区役所 5階

お気軽にお意見・ご感想をお寄せ下さい。

- 議会控室：広町2-1-36品川区役所議会棟5階
- 電話：03-5742-6817
- ファックス：03-3774-3366
- Eメール：info@shinagawa-komei.org
- HP：<http://www.shinagawa-gikaikomei.org/>



申請開始は9月から！ 平成28年度 臨時福祉給付金

今年度も所得の少ない方に対し臨時福祉給付金が支給されます。対象と思われる方には、区から9月以降に申請書が送付されます。この給付金は申請をしないと給付されません。申請書が届いたら忘れずに申請をしましょう。

【支給額】ひとり3千円

【対象者】平成28年1月1日に品川区に住民登録があり、平成28年度の住民税が非課税の方

●障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

臨時福祉給付金対象者のうち、障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給している方に支給されます。こちらも対象と思われる方には9月以降申請書が送付されます。

【支給額】ひとり3万円

【対象者】平成28年度臨時福祉給付金対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金または遺族基礎年金等を受給している方
※すでに高齢者向け給付金を受給した方は対象外です。



その他、上記以外にも要件がありますので、詳しくはホームページなどをご確認ください。

【問合せ】福祉計画課 ☎5742-9125

品川区臨時福祉給付金事務センター

☎3787-8351 (平日・8時30分～午後5時15分)

厚生労働省 給付金専用ダイヤル

☎0570-037-192 (平日・9時～午後6時)

不幸な猫を増やさないために… 飼い猫の不妊・去勢費用助成

都内では多くの動物が保護収容され、特に猫は、収容された約7割が殺処分されてしまいます(平成26年度)。このような不幸な猫を増やさないために、東京都動物保護管理審議会は、飼い猫は屋内飼育を心がけ、不妊去勢手術を施すことが望ましいとしています。

【今年度の助成受付期間】

①8月1日～10月14日

②平成29年1月4日～3月10日

※手術はそれぞれ10月と3月に行います。

【助成金額】

オス猫：8,000円

(品川区助成金4,000円+獣医師会助成金4,000円)

メス猫：16,000円

(品川区助成金8,000円+獣医師会助成金8,000円)



8月1日「児童扶養手当法」改正 児童扶養手当が拡充

ひとり親家庭に支給される児童扶養手当に関する法律が改正され、8月1日(12月支給分)より、第2子以降への支給額が大幅に拡充されます。

その他、区は、ひとり親家庭医療費助成や児童育成手当、などの制度を設け、経済的に困窮しがちなひとり親家庭を支援しています。ひとり親家庭の相談にも応じていますのでお問い合わせください。(相談時間は、平日午前8時半～午後5時)

【問合せ】子ども家庭支援課 ☎5742-6589

児童扶養手当 第2子以降を拡充

第1子	9,990円～42,330円 (所得に応じて)
第2子	5,000円→最大で1万円
第3子～	3,000円→最大で6,000円

倍増

【問合せ】品川区保健所生活衛生課庶務係 ☎5742-9132